

平成27年10月30日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、慢性腎不全(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。本件の裁定請求書には、当該傷病の初診日として「平成〇年〇月〇日」と記載されている。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「請求傷病(慢性腎不全)について、初診日を平成〇年〇月〇日として請求されていますが、審査の結果、平成〇年〇月〇日を初診日として認定することはできませんでした。初診日は昭和〇年と推定されますが、添付の資料からは初診日を確定できず、支給要件の可否について判断できないため。」として、本件裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に、再審査請求をした。

第3 問題点

1 事後重症請求による障害基礎年金の支給を受けるためには、まず、その障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において

国民年金の被保険者であることのほか、保険料納付に関する要件(以下「納付要件」という。)として、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、①当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2を満たすか、又は、②当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないことを要し、そして、裁定請求日において、その傷病による障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(障害等級1級及び2級)に該当することが必要とされている(国年法第30条、第30条の2、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第20条第1項、国年令第4条の6参照)。

2 本件の場合、厚生労働大臣が、当該傷病に係る傷病の初診日を確定することができないとして、本件裁定請求を却下したことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、まずは、初診日を確定することができないかどうかであり、20歳到達日以後の初診日が確定した場合には、所定の納付要件が満たされており、裁定請求日における当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が国年令別表に定める程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 当審査会の判断

1 初診日について

(1) 初診日に関する証明資料は、これが障害基礎年金の受給権発生基準となる日と定められていることからして、直接その診療に関与した医師または医療機関が作成したもの、又はそれに準ずるような高い証明力を有する資料(以下「初診日認定適格資料」という。)でなければならないと解するのが相当である。

そして、再審査請求に当たり提出された資料で初診日認定適格資料と認められるものとしては、① a病院b科・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成〇年〇月〇日現症の診断書（同月〇日付）（以下「本件診断書」という。）② A医師作成の意見書（平成〇年〇月〇日付）、③ c病院d科・B医師作成の受診状況等証明書（平成〇年〇月〇日付）、④ 請求人にかかるe病院（注：c病院の旧名称）入院要約、⑤ f病院・C医師が作成したg大学教授・D医師（以下「D医師」という。）あての紹介状（注：日付不明）、⑥ D医師が作成したh病院（注：h病院（以下「h病院」という。）あての診療情報提供書（控）（平成〇年〇月〇日付）、⑦ 請求人に係る母子健康手帳（子の氏名：E）中のh病院により記載された「出産の状態」及び「出産後の母体の経過」部分、⑧ 請求人に係る母子健康手帳（子の氏名：F）中のi病院により記載された「出産の状態」及び「出産後の母体の経過」部分、⑨ j病院k科・G医師が作成したl病院（以下「l病院」という。）m科・H医師あての診療情報提供書（平成〇年〇月〇日付）、⑩ n病院o科・H医師（以下「H医師」という。）が作成した受診状況等証明書（平成〇年〇月〇日付）が存する。

- (2) そこで、各資料について内容をみると、①によると、障害の原因となった傷病名は当該傷病、傷病の発生日及び初めて医師の診療を受けた日は「昭和〇年頃 本人の申立て（〇年〇月〇日）」、傷病の原因または誘因は「I g A腎症 初診年月日（昭和〇年頃）」、診断書作成医療機関における初診年月日は「平成〇年〇月〇日」とされている。②には、請求人は、腎疾患のため平成〇年〇月より当院を受診し、平成〇年〇月より人工透析を開始していると記載されている。なお、c病院の開示した診療録（昭和〇年〇月〇日～平

成〇年〇月〇日）についての記述があるが、再審査請求の資料としては提出されていないので、これをもって、初診日を昭和〇年〇月〇日とすることはできない。

③によると、当時の診療録より記載したものとして、傷病名は「慢性糸球体腎炎 I g A腎症」、発病年月日は「昭和〇年頃」、傷病の原因又は誘因は「不明」、発病から初診までの経過では、前医からの紹介状は有とされ、「〇年17歳時健康診断にて尿潜血陽性。〇年（昭和〇年）〇月健康診断にて尿潜血陽性。同年〇月〇日f病院受診。血清C r = 0.9 mg / d l尿蛋白(+)尿潜血(+)。当院紹介となり、〇年（昭和〇年）〇月〇日当院受診」、初診年月日は「昭和〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰は「転医」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要は「当院初診時（昭和〇年）〇年〇月〇日血清C r = 0.8 mg / d l尿蛋白(+)尿潜血(+)。（昭和〇年）〇年〇月〇日から〇月〇日まで当院入院。入院中〇月〇日腎生検施行し、I g A腎症の診断となる。34個の糸球体の中で硬化3個（9%）メサングウム細胞増殖21個（62%）であり比較的予後良好と考えられた。通院後1ヶ月～3ヶ月に1回定期的に外来受診していたが妊娠2ヶ月目を契機に転院希望され、h病院へ診療情報提供書を作成した。〇年（平成〇年）〇月〇日当院終診。当院処方なく〇年〇月〇日最終検査では血清C r = 0.7 mg / d l尿蛋白(-)尿潜血(+)。」とされている。

④によると、初診は「〇・〇・〇」とされ、最終診断は「I g A腎症」、紹介（医）はf病院となっており、この資料をもとに、③の受診状況等証明書が作成されたと推認される。

⑤によると、「昭和〇年〇月〇日顕微鏡的血尿にて初診、17才頃にも顕微鏡的血尿を指摘されております。

……慢性糸球体腎炎の疑いがあるかと考えご紹介させていただくわけであります。……」とされており、f病院の初診日は昭和○年○月○日であることが認められる。

⑥はD医師がh病院へあてた診療情報提供書(控)であり、傷病名「I g A腎症」、紹介目的には「今度貴院産科にて分娩予定 今後御診療お願いいたします」、既往歴及び家族歴には「著患なし特記事項なし」とされ、症状経過及び検査結果は「昭和○年○月健診にて顕微鏡的血尿あり 昭和○年○月腎生検 I g A腎症と診断 以後外来にて経過観察、治療経過には「平成○年○月○日外来における検査 尿蛋白(一) 尿沈渣赤血球5~10ヶ/視野 BUN11.8mg/dℓ、Cr 0.7mg/dℓ、Ccr 85.1ml/分 T. Prot(注:総蛋白)7.0g/dℓ」、現在の処方「特に処方しておりません。」とされている。

⑦によると、分娩は平成○年○月○日とされ、出産後の母体の経過は、良好で尿蛋白は認められていない。

⑧によると、分娩は平成○年○月○日とされ、出産後の母体の経過では、産後5日目は尿蛋白が(一)であったが、1か月目に尿蛋白(2+)とされ、母親自身の記録には「1ヶ月検診尿たんぱく(++)再検査 半年毎に内科受診したんぱく尿の経過をみていく」とされている。

⑨によると、傷病名「Chronic glomerulonephritis(注:慢性糸球体腎炎)(IgA. Gl)(注:IgA糸球体腎炎)」とされ、「……15年前より蛋白尿・血尿を認め、IgA-Glと診断されていたようです。H○年頃第2子出産後 尿蛋白増加したとの事です。私が診る事になりました H○年○月ではUprot(注:尿蛋白)2.5~3.0g/day、T.P.(注:総蛋白)5.7、Ccr(注:クレアチンクリアランス値)69ml/minでした。入院治療も考

えましたが、子供が小さいとの事で外来で、Persantin 300mg投与し、食事療法を加えたところ、u pro 0.7g/日前後、T.P. 6.5で Ccrも維持できております。Pt(注:患者)には安静等にてu pro 1.0g/day以下を目標とするよう指導してまいりました。……現在の処方 Persantin 100 3T/3×」とされている。これは、平成○年○月○日段階では、既に、腎機能が悪化し、治療が必要となり、ペルサンチン300mgと食事療法で、何とか透析をしなくても生活が維持できていることを示している。

⑩によると、当時の診療録より記載したものと、傷病名「I g A腎症」、発病年月日及び傷病の原因又は誘因は「不詳」、発病から初診までの経過は、前医からの紹介状が有、「21歳頃より尿蛋白尿を認め、I g A腎症と診断されていたよう、と紹介状に記載あり。○年に第2子出産後、蛋白尿が増加し前医受診し、内服薬の処方された。以後、経過観察し、前医の退職に伴い当院へ紹介された。」とされ、初診年月日は「平成○年○月○日」、終診年月日は「平成○年○月○日」、終診時の転帰は「転医」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要は「平成○年○月○日当院初診。それまでの経過は上記参照。外来フォローを行っていたが、転居のため、平成○年○月○日他院へ転医となった。」とされている。

以上の経過を、時系列でみると、請求人は、17歳頃健康診断で尿潜血陽性を指摘されたとされているが、この点については、これを直接証明する初診日認定適格資料はない。昭和○年○月の健康診断で尿潜血陽性の指摘を受け、昭和○年○月○日にf病院を受診し、糸球体腎炎を疑われe病院に紹介され(資料⑤)、昭和○年○月○日に受診し、昭和○年○月○日の腎生検の結果、I g A腎症の確定診断がついている(資料③)、したがって、初診日

認定適格資料から認められる当該傷病の初診日は昭和〇年〇月〇日と考えられる。ところで、傷病が医学的な意味では治癒したとはいえないが、その症状が消滅して社会復帰が可能となり、かつ、治療投薬を必要とせず、外見上治癒したと見えるような状態がある程度の期間にわたって継続したときは、社会保険の運用上、これを治癒に準じて取り扱うことが承認されているので、この点について検討することとする。

請求人は、昭和〇年〇月〇日の腎生検により、I g A腎症の確定診断はついたものの、その程度は比較的予後良好と考えられ（資料③）、e病院退院後は1か月から3か月1回の外来受診で経過観察され、妊娠2か月目を契機に、h病院へ今後の経過観察を依頼する診療情報提供書（資料⑥）が作成されている。それによると、平成〇年〇月〇日の最終検査では、「尿蛋白（-）尿沈渣赤血球5～10ヶ／視野 BUN11.8mg/dl、Cr0.7mg/dl、Ccr85.1ml/分 TProt（注：総蛋白）7.0g/dl、現在特に処方しておりません。」とされているのであるから、少なくとも平成〇年〇月〇日までは治療には至らず、経過観察の状態であったと判断される。

その後、h病院での平成〇年〇月〇日の第1子出産後の母体の経過は、尿蛋白もなく良好であったとされている以外に、i病院で平成〇年〇月〇日の第2子出産までの資料はないが、いずれの病院においても、I g A腎症のある請求人に対しては、継続して腎機能に関する定期検査が行われていたと考えられる。

再審査請求代理人が代筆した病歴・就労状況等申立書によると、「平成〇年〇月に夫の仕事で〇〇から〇〇に転居し、i病院で平成〇年〇月〇日第二子出産。（出産前にはI g A腎症のことは産婦人科医に伝えていたが、出産

制限はなかった）出産後5日目は尿蛋白マイナスだったが、1ヶ月健診で初めて2+になったため腎臓内科に行った方が良いと言われた。」と記載されているが、自覚症状がなかったので、出産後同年8月から平成〇年〇月までの間は受診していないが、血尿が出て、慌てて平成〇年〇月にj病院を受診したとしている。

したがって、h病院及びi病院でも、I g A腎症であることを申告していた請求人に対しては定期検査が行われ、その結果、出産制限をするほどではなかったと判断されていたと考えられる。このことは、資料⑧の母子手帳に出産後の母体の経過として、i病院により、「出産後5日目は尿蛋白が（-）であったが、1ヶ月目に尿蛋白（2+）」である旨の記載がされ、請求人自身も、「1ヶ月検診 尿たんぱく（++）再検査 半年ごとに内科受診したんぱく尿の経過をみていく」と記載しており、請求人の申立てと符合している。

夫の転勤に伴い〇〇に転居した後、受診したとされるj病院の初診日は不明であるが、前述のとおり、平成〇年〇月の検査（資料⑨）では、入院治療を必要とする程度まで腎機能は悪化していたが、ペルサンチンの投与と食事療法で、平成〇年〇月〇日までは、透析には至らない程度の腎機能が維持されていることが認められている。

そして、j病院のG医師から紹介を受けたH医師は、その初診日を平成〇年〇月〇日としている（資料⑩）。

以上の経過から考えると、請求人は、I g A腎症と診断がされた後も、平成〇年〇月〇日の出産後1か月間は、定期的に検査を受けていたが、その後は二人の子の育児で忙しく受診せず、血尿が出て初めてj病院を受診したとされ、平成〇年〇月の検査の結果、入院治療が必要であると判断され、投薬が始まったのである。

そうすると、昭和〇年〇月〇日か

ら第2子を出産した平成〇年〇月〇日の少なくとも1か月後までは、医師の管理のもとに経過観察されていたことが認められるのであり、この事実、被保険者記録照会回答票（資格画面）等により認められる次の事実、すなわち、請求人は、昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を取得して以来、第一子出産の約7か月前の平成〇年〇月〇日にこれを喪失するまで、継続してその資格を維持していたこと（ただし、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間を除く。）、及び資格喪失後は2度の出産を成し遂げ、子育てに従事していたことを併せ考慮すると、平成〇年〇月に血尿が始まり、治療が開始されるまでの期間については社会的治癒の期間と認めるのが相当である。

したがって、当該傷病の初診日（以下「本件初診日」という。）は、平成〇年〇月と認めるべきである。

2 保険料納付要件について

本件記録によると、請求人は、本件初診日において国民年金の被保険者であり、納付要件は満たされていることが認められる。

3 障害の程度について

(1) 本件診断書によると、請求人の障害の状態について、以下の記載があることが認められる。

(略)

(2) 請求人の当該傷病による障害により障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」（9号）を1級に、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする

程度のもの」（15号）を2級に認定するものとされている。

また、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金及び厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定と給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこれに依拠するのが相当であると考えられるものである。

(3) 認定基準の「第3第1章第12節／腎疾患による障害」によれば、腎疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、人工透析療法の実施状況、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであつて、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度を1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度を2級に該当するものと認定するとされ、1級及び2級に相当すると認められるものを一部例示すると、次のとおりであるとされている。

1級

検査成績が高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のオ（身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの）に該当するもの

2級

① 検査成績が中等度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のエ（身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等が

ほぼ不可能となったもの) 又はウ (歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの) に該当するもの

② 人工透析療法施行中のもの
<検査成績>

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチニンクリアランス値	ml/分	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
イ	血清クレアチニン濃度	mg/dℓ	3以上 5未満	5以上 8未満	8以上
ウ	① 1日尿蛋白量	g/日	3.5g以上を 持続する		
	② 血清アルブミン	g/dℓ	かつ、3.0g以下		
	③ 血清総蛋白	g/dℓ	又は、6.0g以下		

(注:「ウ」の場合は、①かつ②又は①かつ③の状態を「異常」という。)

そして、人工透析療法施行中のものは原則として2級と認定し、なお、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定するものとされている。

- (4) 上記認定された事実に基づき、上記(3)の認定基準に照らして、本件障害の状態を検討するに、請求人は平成〇年〇月〇日から人工透析中であるので、2級に該当する状態であると認められる。

それ以上の等級に認められるかについて検討するに、臨床症状では頭痛があり、他覚所見は、浮腫、アチドージス、貧血が有とされ、検査所見では透析後の血液尿素窒素、血清クレア

チニン濃度がそれぞれ2.0~2.9mg/dℓ、3.61~3.98mg/dℓと軽度異常を示し、腎性の貧血が認められるものの、一般状態区分表はイとされているので、これより重い1級に該当するとは認められない。

- (5) 以上によれば、請求人には、受給権発生日を裁定請求日(平成〇年〇月〇日)とする、障害等級2級の障害基礎年金が支給されなければならない、原処分は相当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。